

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年8月26日

横浜市契約事務受任者
教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
プール循環パイプ水漏れ修繕
- 2 履行場所
横浜市西区伊勢町2丁目115番地
横浜市立戸部小学校
- 3 契約日
令和4年6月17日
- 4 履行日
令和4年6月18日
- 5 契約金額
341,000円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4丁目12番地
三ツ矢設備工業㈱
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
プールに水がなかなか貯まらないことから、プールの下を確認したところ、循環パイプの継ぎ目から相当量の水漏れがあることが判明。その後、全部で5か所から水漏れがしていることがわかった。
プールの授業も続くことから、教育活動への影響を考え、緊急契約での修繕を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から、すぐに連絡の取れた過去の実績が優良な業者を選定した。
- 9 所管課
横浜市立戸部小学校